

第24回 自動車整備技術の高度化検討会

議事次第

日時：令和4年2月24日（木）14:00～16:00
（web開催）

1. 開会

2. 議事

- (1) 各WG等での活動について 【報告】
- ・ 特定整備WG
 - ・ 標準仕様のあり方検討WG
 - ・ 自動車整備士資格制度等見直しについて
- (2) その他

3. 閉会

<配付資料>

- 資料1 委員名簿
資料2 「特定整備WG」報告
資料3 「標準仕様のあり方検討WG」報告
資料4 自動車整備士資格制度等見直しについて

自動車整備技術の高度化検討会 委員名簿

令和3年9月時点

【座長】

須田 義大 東京大学 生産技術研究所 教授

【委員】

古川 修 芝浦工業大学 名誉教授
瀬戸 一芳 一般社団法人日本自動車工業会サプライチェーン委員会サービス部会 委員
阿部 徹 一般社団法人日本自動車工業会サプライチェーン委員会サービス部会 委員
寺島 友義 日本自動車輸入組合 アフターセールス委員会 委員
碓 孝浩 日本自動車輸入組合 参与・技術部長
高橋 徹 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 教育・技術部 部長
志村 祐二 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部 部長
市川 清 日本自動車車体整備協同組合連合会 理事
藤原 一也 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 故障診断分科会 分科会長
高橋 正彦 一般社団法人日本自動車機械工具協会 流通部会 委員
本廣 好枝 全国自動車大学校・整備専門学校協会 理事
長谷川 達也 全国自動車短期大学協会 専門委員
永井 啓文 独立行政法人自動車技術総合機構 企画部 部長
和田 洋昭 軽自動車検査協会 検査部 部長

(順不同・敬称略)

前回検討会（令和3年6月）において承認された検討項目について、具体的内容を調査し、その対応を進めているところ

体制

高度化検討会参加団体から、任意参加（議長：国土交通省）

検討項目

- ① 電子制御装置整備の認証の早期取得に係る検討
- ② 電子制御装置整備の対象作業（装置）の追加に係る検討
- ③ 点検整備に必要な技術情報の提供に係る検討
- ④ 整備士のスキルアップに必要な教育内容や機材、テキスト等に係る検討
- ⑤ 点検基準の改定に係る周知や確実な実施方策の検討

- 特定整備WGに参加する全ての者からご意見等を確認（詳細は次ページのとおり）
- その中から特定整備WGで取り扱うものを精査（WGとして取り扱わないものについては、個別に関係者と調整して課題解決に取り組む）

特定整備に係るアンケートの実施について

各ご意見を踏まえ、全ての整備事業者を対象に、特定整備に係るアンケートを実施

アンケート項目

(冒頭に5問程度、回答者の所属する整備工場の業態等に関する質問があり、その後以下の各質問を設定)

問：スキャンツールを使って整備作業を実施していますか。

問：（前問で「はい」を選択した場合）整備に必要なスキャンツールはスキャンツールメーカーや自動車メーカー等から十分に入手できていますか。

問：（前問で「いいえ」を選択した場合）整備に必要なスキャンツールが入手ができないことがある場合はその詳細を記載ください。（自由記載）

問：整備に必要な技術情報は自動車メーカーやFAINES等から十分に入手できていますか。

問：（前問で「いいえ」を選択した場合）整備に必要な技術情報が入手できないことがある場合はその詳細を記載ください。（自由記載）

問：その他、電子制御装置整備に関してご意見等があれば記載ください。（自由記載）

周知方法(日整連ニュース等)

日整連ニュースの掲載内容

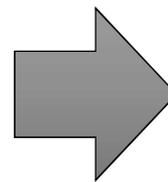
国土交通省が実施する特定整備に関するアンケートにご協力ください

2月15日までにご回答ください

国土交通省自動車局整備課が全国の整備事業者の皆さまを対象に、**特定整備事業の実態把握（スキャンツールや技術情報の入手状況の把握）**をするため、**アンケートを実施**します。（アンケートの実施は、デロイト トーマツ コンサルティング社に委託）

アンケートの回答時間は**5分程度**ですので、回答へのご協力をお願いします。

QRコードより国土交通省ホームページに移動しますので、そこに掲載されているアンケートサイトのリンクにアクセスして回答をお願いします



- ※ 本アンケート結果やご記入された個人情報等は、各整備事業者の皆さまが実施する特定整備の事業環境整備のため、国土交通省の業務で活用させていただきます
- ※ アンケートで回答いただいた内容について、個別での対応は致しかねますのでご了承ください



当該アンケートの実施については、日整連様の会員向け情報誌（日整連ニュース1月号）や日刊自動車新聞様において周知

回答結果(速報)

➤ 回答期限としていた令和4年2月15日時点で、1,761件の回答あり

○ 回答者の属性についてお答えください

	回答数	割合
乗用車を扱っている	1,705	97%
貨物車を扱っている	1,280	73%
大型車を扱っている	521	30%

	回答数	割合
国産車を扱っている	1,476	84%
輸入車を扱っている	993	56%

	回答数	割合
ディーラー系である	651	37%
ディーラー系以外である	1110	63%

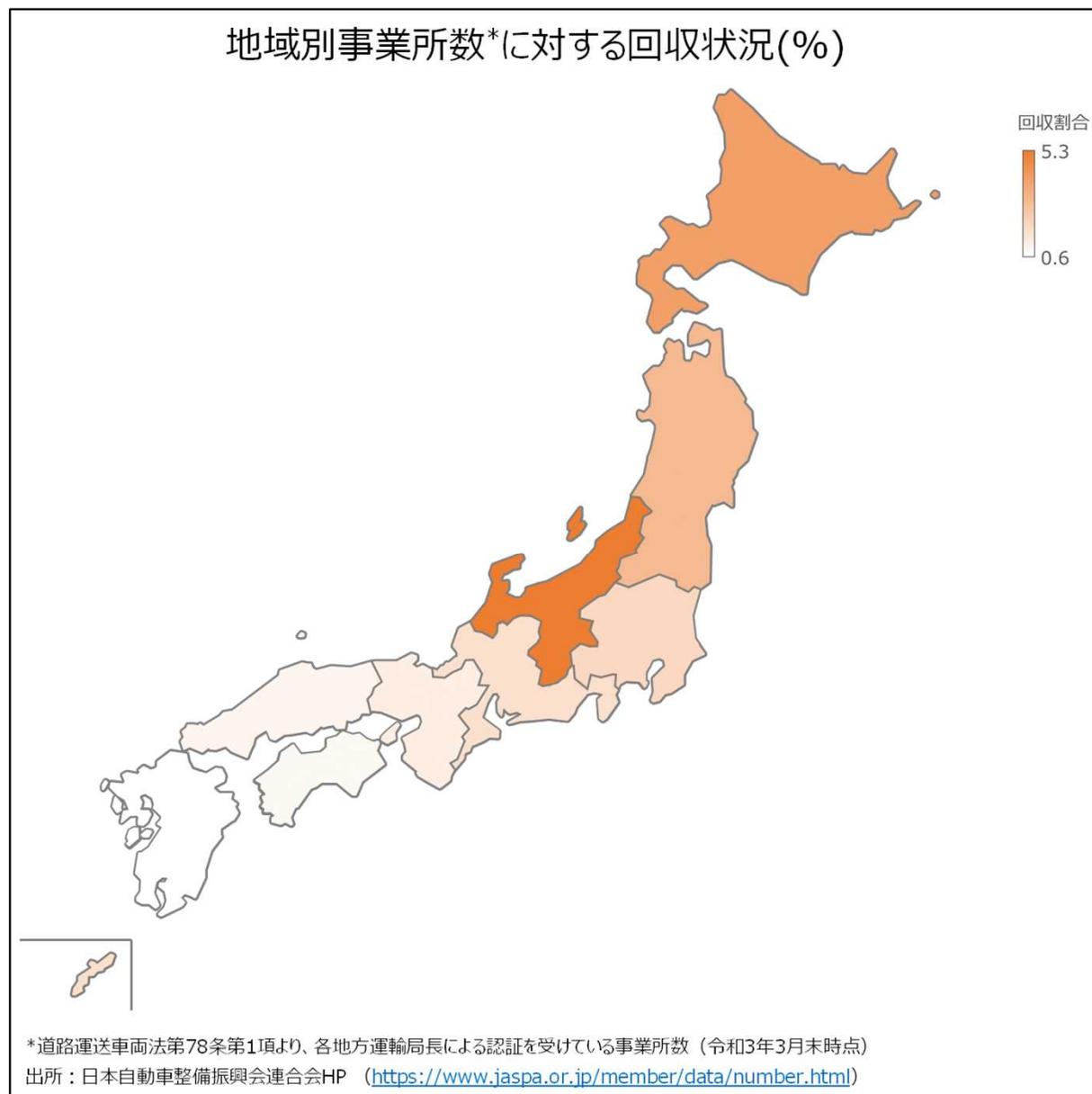
	回答数	割合
指定工場である	1,240	70%
認証工場（分解整備を行う）である	515	29%
認証工場（分解整備を行わず、電子制御装置整備のみ）である	6	0%

	回答数	割合
電子制御装置整備の認証を取得済みである	1,308	74%
電子制御装置整備の認証の取得予定である（回答時点は所得していない）	411	23%
電子制御装置整備の認証の取得予定はない	41	2%

回答結果(速報)

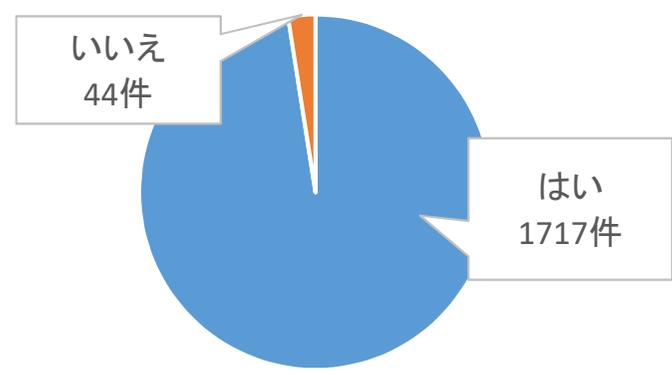
○ 回答者の属性についてお答えください

地域	回答数
北海道	167
東北	261
関東	478
北信	330
中部	219
近畿	146
中国	58
四国	35
九州	48
沖縄	19

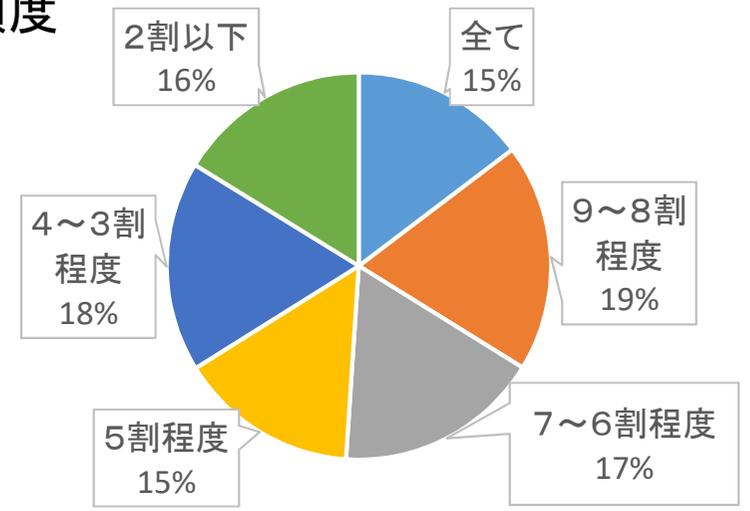


回答結果(速報)

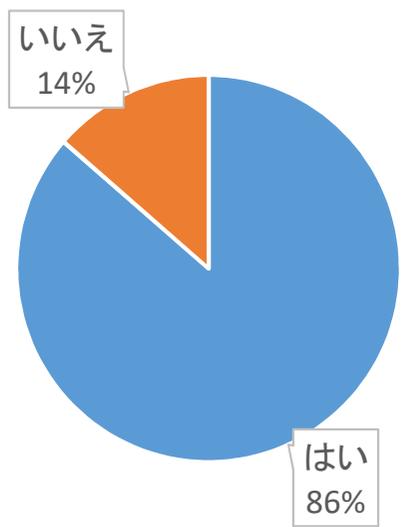
○ スキャンツールを使用して整備をしているか。



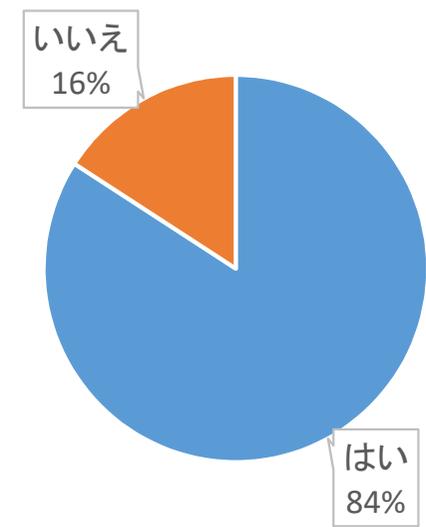
○ スキャンツールを使って整備作業をしている頻度



○ 整備に必要なスキャンツールはスキャンツールメーカーや自動車メーカー等から十分に入手できているか。



○ 整備に必要な技術情報は自動車メーカーやFAINES等から十分に入手できているか。



- 各回答者の属性と回答内容をクロス集計を行うなどして、スキャンツールや技術情報が十分に入手できていない者の特徴を把握
- スキャンツールや技術情報が十分に入手できていない者には、その理由を記載いただいているため、その記載内容をあわせて分析実施

第24回 自動車整備技術の高度化検討会 『標準仕様のあり方検討WG』報告資料

《内容》

1. R3年度の活動方針と期待する成果
2. 活動計画
3. 活動状況

2022年2月24日（木）
標準仕様のあり方検討WG

1. R3年度の活動方針と期待する成果

活動方針

情報提供状況や新機能の検討に加え、国際基準化されていくであろう新通信方式、サイバーセキュリティ対策等今後課題となってくる事案に対し、先回りして対応策を検討する

検討領域と期待する成果

- 【情報提供状況】 情報の提供と情報提供契約状況の確認と提供における課題の抽出
- 【機能追加検討】 国際基準や保安基準の動向をウォッチし、新たな追加機能を検討
- 【課題と対策】 上記に関する課題について、対応策を検討
- 【先回りの議論】 新通信方式、サイバーセキュリティ等スキャンツールに関わる要件の情報共有と必要であれば情報提供運用ルールの見直し等の対応策を検討

各WGの進め方

自動車整備技術の
高度化検討会

【WG活動】
標準仕様の
あり方検討WGを単独開催

特定整備WG
議長：国交省

標準仕様のあり方検討WG
議長：自機工

整備士資格見直WG
議長：国交省



標準仕様推進WG委員

行政	国交省整備課
日整連	教育・技術部
自工会	サービス部会乗用 サービス部会大型 ダイグ分科会
自機工	故障診断分科会

2. 活動計画

2022. 2. 24 3/5
標準仕様のあり方検討WG

検討項目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
会議体	高度化検討会			⑳				㉕	㉖			㉗	
	標準仕様WG	㉛	㉜		㉞	㉟	㊱		㊲	㊳		㊴	
	報告内容案 (成果物)	<ul style="list-style-type: none"> ・運用ルールの適用状況 ・ツールメーカーの開発状況 <ul style="list-style-type: none"> ・上記における課題 ・先回りの議論での検討状況 											
① 情報提供、契約状況と課題の抽出		<p>状況確認</p> <p>課題抽出</p>											
② 新たな機能の検討		<p>新たな機能の検討</p>											
③ 課題と対応策検討		<p>課題に対する対応策検討</p>											
④ 先回りの議論		<p>新規点の情報共有と必要であれば対応策検討</p>											

原則、1.5ヵ月に1回のペースでWGを開催し、検討を行う。今年度は8回開催

■「情報提供状況」について

- ・自機工会員の情報提供に係る契約状況
契約数は横ばいから微増状況であり、前向きに契約を検討している会員が増加傾向
情報開示範囲拡大への期待がある
→すでに取り決められているシャシ系・ボデー系への開示範囲拡大を進めていく
- ・情報開示範囲拡大に伴い、契約数が増加していくか動向を注視している

■追加機能検討について

- ・OBFCM(On-Board Fuel Consumption Monitor)搭載の義務化に伴い、整備用機能が汎用スキャンツールに必要となる可能性がある
→今後の整備需要を見ながら、スキャンツールへの取り込みを検討していく
需要例)満タン法での燃費と車載燃費計との差から苦情を上げてくるドライバーさん
対応が必要になってくる可能性がある。
- ・現状、整備事業者から新たな機能要望はないが、今後も継続して情報収集する

■「先回りの議論」について

- ・CS(サイバーセキュリティ)/SU (ソフトウェアアップデート)法対応
 - ①サイバー攻撃を考慮し、スキャンツールにも「クラウド化」や「Online化 (車両メーカーのサーバーへアクセスが必要)」が求められていくことが想定される。
→車両メーカーの動向を注視し、汎用スキャンツールのあり方を検討している。
 - ②サムズ法対応の為、車載ECUのソフトバージョン管理を目的とした機能が、スキャンツールに必要となる可能性があり、汎用スキャンツールに対する要求などの情報を収集し対応を検討する。

今後もWGで情報共有・課題出しを進め、整備の高度化を支える標準仕様とすべく活動を継続する

自動車整備士資格制度等見直しについて

令和4年2月24日

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令案について (概要)

1. 改正の背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第55条により、国土交通大臣は自動車の整備の向上を図るため、自動車整備士の技能検定を行うこととされている。また、この実施細目として、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）が定められている。

近年、自動車技術の進化がめざましく、様々な先進安全技術や運転支援技術が実用化され市販車に搭載されている。こうした自動車技術に適切に対応するため、ユーザーに代わって自動車を保守する自動車整備士の資格体系や養成課程の見直しなどを行うことを目的に、「自動車整備技術の高度化検討会」において検討を行い、令和3年10月に自動車整備士資格制度等の見直しについて取りまとめられた。

これを踏まえ、検定規則、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）等について、改正を行うこととする。

パブリック・コメントの実施について

2. 改正の概要

(1) 検定規則、道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則の一部改正

道路運送車両法第55条の規定に基づく自動車整備士資格について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

○ 自動車整備士の種類をそれぞれ以下のとおりとする。

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)
	一級小型自動車整備士 (※)
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級自動車整備士 (※)
	一級二輪自動車整備士
二級	二級自動車整備士 (※)
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
	自動車車体・電子制御装置整備士 (※)

- 一級自動車整備士資格の学科試験における口述試験を廃止する。（口述試験の要素は、一級の実技試験を含めるように変更）
- 各級の技能検定試験における受験資格について、資格の種別再編に合わせ改正を行う。
- 大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、受験に必要な実務経験年数を短縮し、機械に関する学科を卒業した者と同様に扱う。
- 自動車特定整備事業の認証における従業員に係る要件について、資格の種別再編に合わせ改正を行う。
- 一級又は二級の二輪自動車整備士は、二輪限定の整備工場において、自動車検査員を担えることとする。
※自動車検査員について、その他の変更はなく、一級自動車整備士及び二級自動車整備士は自動車検査員を担うことが可能

(2) その他関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

令和4年1月27日（木）～2月28日（月）：省令改正に係るパブリック・コメントの実施

令和4年3月中旬まで：省内調整及び自動車整備技術の高度化検討会への報告書作成

令和4年3月下旬：自動車整備士資格制度等見直しWG（書面開催予定）

令和4年3月下旬（WG開催後）：自動車整備技術の高度化検討会（書面開催予定）

令和4年：公 布

令和9年1月1日：施 行

※新たな検定規則に基づく試験を施行日以降に実施する（最短で令和9年3月（一級の試験は 令和10年3月））